

石田典男議員に対する辞職勧告決議

議員の辞職勧告に至る経過についてであるが、石田典男議員は、会津若松市議会議員から選出された会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「整備組合」という。）議員であった。その議員活動が問題となった。

整備組合は、老朽化したごみ焼却施設を整備するため、平成31年3月1日に新ごみ焼却施設整備・運営事業に係る事業者選定委員会を設置し、事業者選定委員会における実施方針や技術的な要求水準、入札等の手続きや落札者の決定基準等についての協議を踏まえ、本事業を実施する事業者選定作業を進めてきた経過にある。

令和3年3月8日に事業者選定委員会委員2名から、石田議員の行為は、事業者選定委員会設置要綱第6条第4項の「委員は、民間事業者の選定に当たり、特定の企業に対する便宜や利益誘導等の要請、依頼等の働きかけを受けた場合は、速やかに記録し、管理者に報告する」という規定に該当するのではないかとの報告があった。報告内容は、「特定の企業に対する便宜や利益誘導等の要請、依頼等の働きかけに該当する恐れのある行為があった」というものであった。整備組合の執行機関は、同日付で当該報告書を受理し、事実確認の調査に着手した。

これを受け会津若松市議会は、各派代表者会議を開催し、整備組合ごみ焼却施設整備事業に係る石田議員の行為について、会津若松市議会として①地方自治法第100条に基づく調査特別委員会（以下「100条委員会」という。）設置、②会津若松市政治倫理審査会へ

の審査請求について協議を進めた経過にある。①の100条委員会設置については、整備組合の事務事業であり設置が困難であること、②の会津若松市政治倫理審査会への審査請求については、整備組合議会で設置される100条委員会の結論を待つて判断するとしてきた経過にある。

その後、令和3年5月18日に整備組合議会は100条委員会を設置した。

整備組合議会の100条委員会の結論は、令和3年6月29日及び8月3日の2回にわたり実施した証人尋問における証言において、整備組合が行った事実確認のためのヒアリング（令和3年4月9日実施）における回答の修正・訂正と仙台市への実地調査（令和3年7月6日実施）により把握することができた事実を照らし合わせると、事業者との接触経過に係る石田議員の証言内容に齟齬が生じているものの、特別委員会としては告発までには至らないものと判断した。

今般の調査を通して、石田議員は環境センター等への電話や訪問等により、記録が残されているだけでも10数回にわたり問い合わせや意見の申出、資料の請求、又は資料の提示を行っている。特に、入札公告前の入札に関する情報については、公表できないと何度も回答しているにもかかわらず、繰り返し秘密情報を探り出そうとする執拗な行為に職員は圧力を感じた、というものである。

こうした執拗な問い合わせや確認は、議員の権限を越えた入札手続きへの介入であり、執行機関の権限を侵害するものである。

一方、会津若松市建設部副部長との間における緑地協会からの関心表明書に係るやり取りについても、同様に問い合わせや確認が繰

り返されたことから、今般新たに働きかけと認定されたところであり、本事業に係る入札手続きの中断は、まさに石田議員による選定委員会委員2名と会津若松市職員1名への働きかけが発端となったものである。加えて、石田議員は、整備組合の入札に応募する民間企業であることを理解した上で、その営業活動に同行するなどした一体性を疑われる行為は、議員活動の範囲を逸脱していると言わざるを得ず、とりわけ、石田議員は、整備組合と八ッ橋設備単独または関係する企業グループ等との間における契約案件について、整備組合の議会議員として審査や議決を行う立場にありながら、企業の立場で資料を持参の上、質問や相談を行う行為には疑念を抱かざるを得ないと結んでいる。

会津若松市政治倫理審査会については、令和3年11月9日に議長に対し審査請求が提出され、同年12月21日に会津若松市政治倫理審査会が設置された経過にある。

令和4年10月4日に会津若松市政治倫理審査会から提出された報告書の結論では、石田議員は、会津若松市議会議員政治倫理条例第4条第1項第5号に違反すると結論付けられた。つまり法令違反をしたということである。こうした行為は許されるものではない。

判断した概要は以下のとおりである。

争点1について、石田議員が会津若松市職員である松川氏に対し、本件ごみ焼却施設計画に関する非開示の資料の開示を何度も求めた事実があったと判断します。

争点2について、石田議員が会津若松市職員である小沼氏に対し、令和3年2月24日に面会を申し込み、同職員について経歴を尋ね、

本件ごみ焼却施設計画に関する質疑を行った事実はあったものと判断します。

争点3について、石田議員が、会津若松市建設部の職員である小林氏と佐藤氏に対し繰り返し本件ごみ焼却施設計画について関心表明を出すことについて打診した事実はあったと判断します。

争点4について、争点1乃至争点3での判断も踏まえ、石田議員の各行為は「公正な職務執行を妨げる行為」にあたる行為であったといえると判断しますと報告されている。

さらに、会津若松市政治倫理審査会から議長に対し意見が出された。その概要は、会津若松市議会議員は、市職員に対してそもそも大きな影響力をもっているのです。そして、本件のような非公開資料の閲覧や事業者決定の重要な時期における市職員との接触という事態が生じた背景には、議員が自らの立場や与える影響の大きさについて十分な認識を欠いていたことがあると本審査会は考えています。

そして、本事案が生じた背景や、事案の重大性について広く会津若松市議会議員に周知し、条例に規定される政治倫理基準の遵守を徹底するように求めます。政治倫理基準に反する活動に対して条例の趣旨に則り、会津若松市議会がその職責を果たすように求めますと結んでいる。会津若松市議会はこの意見を重く受け止める。

入札に係る議会と議員活動については、会津若松市議会は、本市における入札制度について「透明性」「公平性」「公正性」を求めてきた。

今般の石田議員の行為は、こうした入札制度への介入、そして事

務事業に対する妨害と言わざるを得ない。会津若松市政治倫理審査会で判断された、松川氏、小沼氏は、会津若松市の職員であり、事業者選定委員会の委員を兼務している。事業者選定委員会設置要綱によれば、入札参加事業者が選定委員に接触した時点で失格となる。また、石田議員は、日立造船株式会社が入札参加企業であることを把握した上で、本市公園緑地協会に対し関心表明書を出してほしいと依頼している。入札参加の2グループの一方を支援している行為は、「透明性」「公平性」「公正性」を求めてきた会津若松市議会としては、許されるものではない。

職員の懲戒処分については、石田議員の行為によって、非公表の情報を開示したことにより本市職員が懲戒処分を受けている。会津若松市議会としては、このことを重く受け止めなければならないと考える。

結論として、石田議員の整備組合議員としての行為は整備組合議会100条委員会報告書の判断から、そして会津若松市議会議員としての行為は会津若松市政治倫理審査会報告書の判断から、会津若松市議会としては議員活動の範囲を逸脱していると認定する。

本来であれば、議員は、法律を守り、行政を監視し、評価する議会の構成員であることを鑑みれば、法令違反や入札制度に介入する等の行為は、あってはならないもので、直ちに会津若松市議会議員を辞職すべきであると考えます。

会津若松市議会は、議員全員が責任ある行動をとることにより、住民の負託に応えるべく信頼の回復に努めなければならない。

よって、ここに石田典男議員の辞職を勧告するものである。

以上、決議する。

令和4年12月1日

会 津 若 松 市 議 会